

Member Circular 4/2015

中華人民共和国の「船舶による海洋汚染の防止および管理規則」

こちらは、英文記事「[Member Circular No. 4/2015: Regulations of the People's Republic of China on the prevention and control of marine pollution from ships](#)」（2015年6月1日付）の参考のための和訳です。

メンバー各位

Member Circular 11/2014「[中華人民共和国の「船舶による海洋汚染の防止および管理規則」](#)」において、中華人民共和国の「船舶による海洋汚染の防止および管理規則」を取り上げ、(a) ばら積みの汚染・有害物質を輸送中のすべての船舶、または (b) 10,000 総トンを超えるその他すべての船舶の船主・運航者は、中国への入港前に、海事局（Maritime Safety Agency [MSA]）認定の船舶油濁清掃業者（SPRO）と油濁清掃契約を締結することが求められていることについてお知らせしました。

先般、中国交通運輸部が、中華人民共和国の「船舶により生じる海洋汚染の緊急事態防止および管理に関する規則」の改正版（以下、「改正規則」といいます）を公布し、それが2015年5月12日に施行されました。

この改正規則により、SPRO が中国 MSA の認定を受けなければならないという要件がなくなり、その代わりに、地方 MSA が行う監督・検査の新たな手順が導入されます。また、この改正規則に基づき、各 SPRO には、自らの対応力、リソース、サービス範囲に関する情報を公開することが求められます。

SPRO が自身に課せられる法的要求事項を継続的に満たし、対応力、リソース、サービス範囲に関する情報を公開することは、船主ではなく、各 SPRO の責任において確実に行わなければならないことです。

この情報をどこにどのように公開するのか、地方 MSA による検査・監督がどの程度になるかについては、現在のところ明らかにはなっていません。今後、本件につき新たな情報が入りましたら随時お知らせします。それまでの間、中国の各港における SPRO について確認されたい場合は、引き続き、クラブのウェブサイトに掲載された、MSA 作成の認定済み SPRO リストを参照されることを推奨いたします。

上記に示した SPRO の中国 MSA による認定プロセスを除き、SPRO との契約締結時にメンバーが従う手順に関しては、改正規則によって生じる実質的な変更はありません。ご不明な点がありましたら、SPRO と契約する前にクラブにコンタクトを取るようしてください。

国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが同様の内容のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、Gard (UK) の [Nick Platt](#)、[Mary Cantle](#)、Gard (HK) の [Chengkang Zhu](#) または Gard Japan (gardjapan@gard.no)、までお問い合わせください。

敬具
GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。